

不要不急事業の一方で有料化・負担増・委託化

2015年2月21日(土)
日本共産党・板倉真也

押し寄せる有料化・負担増・委託化

[有料化 ———]

■4月から集会施設4箇所を有料化(詳細は別紙参照)

▷1室1時間あたり100円または200円(利用時間帯の前後の延長1時間あたりも同額)

★「利用する人と利用しない人とで不公平感が生じる」が理由

施設名	集会室A	集会室B	集会室C	和室1	和室2	和室3	料理室
婦人会館	100円	100円	—	100円	100円	—	100円
上之原会館	100円	100円	100円	100円	100円	—	—
前原町西之台会館	200円	100円	—	100円	100円	—	—
桜町上水会館	100円	100円	—	100円	100円	100円	—

左表の 部分
午前9時～夕方5時は
高齢者団体優先利用

午前9時～夕方5時の時間帯に空いている場合は有料で利用可能。ただし利用3日前までに申込みが必要。

※夜6時～10時は有料貸出

★有料化で、年間 275万1千円の歳入増を予定

▷公民館も有料化の動き

★3月中に市役所内で考え方をとりまとめ、2015年度に公民館運営審議会に有料化を諮問予定

■4月から胃がん・肺がん検診を有料化

見直し案

◎胃がん検診 1,000円

※すでに「乳ガン検診」は自己負担 2,000円となっている

◎肺がん検診 胸部レントゲン 500円、喀痰検査 500円

◎胃がん検診で「要精密検査」となった場合の受診・検査の自己負担額助成制度を廃止。健康保険の自己負担分(1～3割)を受診者に負担してもらう。

◎有料化で得た財源で検診車の活用期間を延長し、受診定員をそのぶん増やすとともに、胃がん検診と肺がん検診を同時に実施することにより、受診率が極端に低い肺がん検診の受診率向上を図る。

▷大腸がん、子宮がんも有料化の方向

★市が示した方針では「今後、他市の動向及び有料化の導入による影響等を考慮し、検診車によるがん検診から段階的に有料化を実施する」と述べている。つまり、検診車でがん検診を行なっている「胃がん」「肺がん」を有料化し、他市の動向や「胃がん検診」「肺がん検診」有料化の影響を見極めたうえで、段階的に他のがん検診も有料化に移行するというもの。

★有料化になっても小金井市の財政には入ってこない。検診を実施している医療機関にお金が支払われるため。

[負担増 ———]

■2014年度に引き続き4月から国保税を増税

▷被保険者一人平均、年間で 3,170円の負担増

★値上げ理由は「医療費が増加しているため」

医療分(被保険者全員が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	4.8%	5.5%	+0.7%
資産割額	7.5%	0%	▲7.5%
均等割額	21,000円	21,000円	0円
平等割額	6,600円	6,600円	0円
賦課限度額	510,000円	520,000円	+10,000円

後期高齢者支援金分(被保険者全員が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	1.95%	1.95%	0%
均等割額	14,000円	14,000円	0円
賦課限度額	160,000円	170,000円	+10,000円

応能割52.44%：応益割47.56% ⇒ 応能割52.81%：応益割47.19%
引上げ率 0.67%

応能割62.96%：応益割37.04% ⇒ 応能割64.48%：応益割35.52%
引上げ率 4.47%

→ 所有する土地や建物にかかる「資産割額」をゼロにする一方で、収入や所得にかかる「所得割額」を引き上げる。

介護分(40歳から64歳までの被保険者が対象)			
	改定前	改定後	差
所得割額	1.90%	1.90%	0%

所得割額 = 給与所得や営業所得、年金所得に賦課される
資産割額 = 土地や家屋などの固定資産に賦課される
均等割額 = 国保加入者全員に賦課される

均等割額	16,000円	16,000円	0円
賦課限度額	140,000円	160,000円	+20,000円

平等割額 = 国保加入の世帯単位で賦課される
賦課限度額 = 年間の国保税徴収額の上限

応能割53.12%：応益割46.88% ⇒ 応能割54.00%：応益割46.00%
引上げ率 1.96%

全 体		
応能割59.05%：応益割40.95% ⇒ 応能割60.28%：応益割39.72%	影響額(増減額)	増減率
税率改定にともなう全体分の影響額、増減率	7,524万2千円	2.72%
低所得者軽減判定基準改定にともなう全体分の影響額、増減率	▲ 428万5千円	▲ 0.15%
賦課限度額改定にともなう全体分の影響額、増減率	1,720万1千円	0.62%
値上げ合計額	8,815万8千円 (被保険者一人平均 3,170円/年額)	

国の法律改定
★ 5 割減額対象基準額の引上げ
★ 2 割減額対象基準額の引上げ

2月1日時点の人口比

2015年度見込み／加入世帯 17,962世帯 (31.33%)

／被保険者 27,807人 (23.68%)

■ 4月から介護保険料を基準額で8.3%値上げ

▷ 3年ごとに保険料の見直しが行なわれ、介護保険を利用する高齢者が増えれば増えるほど、保険料が増加する仕組み

所得段階区分		被保険者に占める割合	旧保険料 月額	新保険料 月額	年間値上額 (値上げ率)
第1段階	次のいずれかに該当する者 ①生活保護受給者 ②世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者 ③世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下	17.2%	2,160円	2,340円	2,100円 (8.1%)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円超～120万円以下	5.1%	3,120円	3,380円	3,100円 (8.3%)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が120万円超	4.9%	3,600円	3,900円	3,600円 (8.3%)
第4段階	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、「課税年金収入額＋合計所得金額」が80万円以下	16.0%	4,200円	4,550円	4,200円 (8.3%)
第5段階 (基準額)	世帯に市民税課税者がいるが、本人が市民税非課税で、第4段階以外	9.2%	4,800円	5,200円	4,800円 (8.3%)
第6段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が120万円未満	8.7%	5,400円	6,110円	8,500円 (13.1%)
第7段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が120万円以上～125万円未満	0.7%	5,400円	6,630円	14,700円 (22.7%)
	市民税本人課税者で、合計所得金額が125万円以上～190万円未満	11.5%	6,000円		7,500円 (10.4%)
第8段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が190万円以上～290万円未満	11.6%	6,600円	7,540円	11,200円 (14.1%)
第9段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が290万円以上～350万円未満	3.4%	6,600円	7,800円	14,400円 (18.2%)
第10段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が350万円以上～500万円未満	5.0%	7,200円	8,320円	13,400円 (15.5%)
第11段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が500万円以上～750万円未満	2.6%	8,400円	9,100円	8,400円 (8.3%)
第12段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が750万円以上～1,000万円未満	1.3%	9,600円	10,400円	9,600円 (8.3%)
第13段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が1,000万円以上～1,500万円未満	1.2%	10,320円	11,180円	10,300円 (8.3%)

第14段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が1,500万円以上～2,000万円未満	0.4%	11,040円	11,960円	11,100円 (8.4%)
第15段階	市民税本人課税者で、合計所得金額が2,000万円以上	1.2%	11,760円	12,740円	11,700円 (8.3%)

2014年9月末時点・2万3,993人／65歳～74歳 1万2,011人
75歳以上 1万1,982人

[委託化 ———]

■4月から学童保育所4箇所を委託化

▷9箇所ある学童保育所のうち4箇所を委託化

学童保育所名	委託料(予算額)	委託事業者
あかね(第三小学校)	6,788万7,720円	社会福祉法人「雲柱社」
みどり(緑小学校)		
さわらび(第四小学校)	3,046万6,800円	社会福祉法人「妙泉会 貫井保育園」
まえはら(前原小学校)	3,045万9,696円	社会福祉法人「わらしこの会」
合計額	1億2,881万5千円	委託料は、他市で学童保育所を受託している事業者に見積額を出してもらい、その見積額をもとに算出した。

昨年秋、委託化に対して7事業者が応募。社会福祉法人3事業者が委託先に決まった

社会福祉法人	4
NPO法人	2
株式会社	1

▷2017年度からは「ほんちょう(本町小学校)」「みなみ(南小学校)」を委託

★昨年の2月20日、小金井市と市の職員団体(自治労市職)が学童保育所の委託化で合意。2015年度から「あかね」「みどり」「さわらび」「まえはら」を委託、2017年度からは「ほんちょう」「みなみ」を委託するとされている。

■8月から東センター(図書館、公民館を併設)を委託化

▷当初、4月から委託化の予定だったが、公民館や図書館にかかわる団体から「時期尚早」「反対」などの意見書が提出され、公民館運営審議会や図書館協議会からも、委託化にあたっての意見や注文が出されたことから、8月からの委託化に変更し、その間、関係する団体との調整、利用者説明会などを再度行なうこととなった。

委託事業者	NPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」
委託料(予算額)	2,564万1千円

事業者は公募せずに、小金井市がNPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」に委ねた。

★NPO法人「市民の図書館・公民館こがねい」は、昨年4月から北町地域センター(図書館、公民館を併設)を受託している団体。この団体は、北町地域センターを委託化させるために、小金井市が「公民連携、市民協同」の観点でつくったもの。稲葉市長は昨年11月6日の厚生文教委員会で「官製NPOと言われても仕方ない」と述べた。

▷緑センター(図書館、公民館を併設)の委託化も今後予定

★昨年11月6日の厚生文教委員会で、稲葉市長は、緑センターの委託化も今後、念頭に入れていることを明らかにした。

[委託化の目的]

中心は「人件費削減」。学童保育所も東センターも「時間延長など、サービスが拡充される」と述べるが、最大の目的は市職員を減らし、人件費を抑えるということ。安い委託料のもとで働かされる人は、どれくらいの給料をもらえるのだろうか。働く人の4割が非正規雇用、若者の6割が年収200万円以下の貧困層にされているなか、限られた委託料のなかで利益をあげるには、人件費を切りちぎめるしかない。さらなる貧困層をつくりだすことになる。低い給料のために職員が長続きせず、職員の入れ代わりが激しくなる恐れがある。

■2017年度には保育園の委託化も

小金井市は当初、今年4月から委託化の予定だったが、職員団体の粘り強い闘いのなかで、4月実施を断念に追い込んだ。小金井市は「今後2年間、協議をつづけ、2017年4月から委託化したい」と述べている。公立保育園は5園。一度に委託化するのではなく、2園程度を最初に委託化するとされている。

[事業廃止 ———]

■4月から移動図書館車を廃止

▷北町地域センター(図書館、公民館併設)ができたことから「役割を終えた」との理由で、廃止する

祝日は休み

移動図書館車「あおぞら」利用状況の推移				
年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度
運行回数	184	183	170	184
利用者数	4,414	4,846	4,850	4,783

移動図書館車「あおぞら」(1987年4月スタート)		
	午後1時30分～2時30分	午後3時～4時
火曜日	小金井貫井住宅	丸山台集会所
水曜日	小金井公園わんぱく広場	消防団第五分団敷地

貸出冊数	25,346	22,666	22,049	22,149	木曜日	貫井北五集会所
年間委託料	764万 7,000円 (2014年度)				金曜日	三楽集会所

★廃止で、887万円の財源が浮くという

第1金曜日は休み

▷代わりに、西之台会館図書室の開館時間を拡充する

現在		
開館時間	曜日	
	月・火・木・金	土・日
	午後1時～5時	午前10時～12時 午後1時～5時
休館日／水曜日、第1金曜日、祝日		

拡充案（年間 860時間の増）		
開館時間	曜日	
	水曜日以外の曜日（土・日含む）	
	午前10時～午後5時 （昼休みも開館）	
休館日／第2・第4水曜日、祝日		

★西之台会館図書室は、唯一、坂下にある図書館。開館時間拡充は、無条件で行なうべき

大型開発事業を推進

■武蔵小金井駅南口第2地区再開発事業

▷2015年度予算では4億円を超える経費を計上

★昨年8月下旬に都市計画決定された第2地区の事業を行なう組合(地権者の団体)に対して、補助金を交付する

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業補助金				
4億2,060万円	国補助金	2億1,030万円	◎建築設計に要する費用(実施設計業務)	
	都補助金	1億 515万円	◎権利変換計画作成に要する費用	
	市補助金	1億 515万円	〔確定測量業務、建物等評価及び通損補償費算定業務、従前土地の個別画地確定評価及び従後資産の概算評価業務、権利変換計画等作成業務〕	

[今後のスケジュール(予定)]

◎2016年度 国が事業認可、工事着工(建物除去、土地整備)
 ↳ 工事実施(区域内道路整備、ビル建設)
 ◎2019年度 工事完了・完成

補助金予定額

国 30億円
 東京都 15億円
 小金井市 15億円

老朽化した市役所本庁舎と福祉会館

■市役所本庁舎の耐震診断を予算計上

▷昨年9月の「リース庁舎買収」騒動と連動した本庁舎耐震診断

★市長は「リース庁舎買収」方針を撤回していない。「選択肢に入っている」と議会で発言。本庁舎の耐震診断を行ない、「耐震補強等で継続使用可能」の診断が下れば、次には耐震補強に向けた予算が組まれる。リース庁舎は「買収」に至らなくとも「賃貸継続」となりうる。市民向けには「ジャノメ跡地に新庁舎を建てる財源がない」を理由とする。

本庁舎の耐震診断	昨年12月補正予算	378万9,000円
(1965年12月完成)	2015年度予算	194万4,000円

リース庁舎経費の2015年度予算 (1994年1月～)	借上料	2億 931万1,000円
	維持管理料	7,686万9,000円
	駐車場借上料	1,371万6,000円
合 計		2億9,989万6,000円

■福祉会館の建替え計画

▷耐震診断の結果「そのままでは使用不可」となり、建替えを選択

★市長はシャトー小金井東側の駐車場敷地(市の土地)への建て替えを表明。2015年度は「基本設計」「実施設計」を行なう。

★建替えにいくらかかるのか、どれくらい借金をするのかなど、一切、明らかにされていない。

▷現在の福祉会館にある「浴室」「公民館施設」が計画には含まれず

★「浴室」は「費用」対「効果」から判断して設けず、「公民館施設」は他の場所に設ける、と市が説明。「公民館施設」で最近、市が述べはじめているのは、公民館事務室は「公民館本町分室の場所へ移転」、公民館の集会室は「新しくできる福祉会館内の集会室や他の集会施設を活用する」というもの。

▷シャトー小金井は耐震強度不足

★耐震診断を行なった結果、震度7で建物東側上部が崩れるとの診断下る。その隣りに福祉会館を建てて良いのか？。

以上。

4月から有料化される集会施設の利用方法

この間の利用者説明会での小金井市の説明概要		☐ 時30分～ ☐ 時30分という貸出は行なわない ☐ 時00分～ ☐ 時00分という貸出になる									
貸出区分	1時間単位（午前9時～夜10時、昼休みも利用可）										
利用料	1室1時間あたり100円または200円 （利用時間帯の前後の延長1時間あたりも同額）	料金は申込み時に支払う（各館の1階受付）									
実施時期	2015年4月分の受付から	付属設備は無料貸出 ・レクチュアアンプ ・テレビ ・ビデオ ・CDラジカセ ・プロジェクター ※使用可能かどうか各館に事前確認を									
利用料減免	(1)学校教育法に定める学校が児童・生徒の教育を目的として利用するとき。 2分の1										
	(2)官公署が行政目的のため利用するとき。 2分の1										
	(3)社会教育団体、社会福祉団体及びこれらに類する団体で市長が特に認めたものが利用するとき。 10分の3	社会教育団体、社会福祉団体 町会・自治会、老人会									
	(4)市が行政目的のため利用するとき。 免除	特定独立行政法人									
	(5)その他、市長が特に認めたとき。 2分の1 又は 免除	シルバー人材センター 社会福祉協議会 体育協会									
利用申込み	利用日の3カ月前の日の属する月の10日から利用日の3日前まで ※5日以内に窓口で申込みする場合のみ、電話での仮予約OK										
申込み取消	納付済みの利用料金の返金は ◎30日前までに利用取り消しをした場合 全額返金 ◎29日から3日前までに利用取り消しをした場合 半額返金 ※印鑑と利用承認書が必要	利用当日「部屋が空いているから使わせて」というのはダメ									
利用日・時、部屋の変更	利用申込み期間内であれば可能。当日はダメ。ただし、申し込んだ部屋の時間延長のみ、当日でも可能。なお、利用日の29日から3日前までに日時を変更の場合は、納付済み利用料金の半額を返金。一方、新たな部屋の利用料金の支払いが必要となる。 ※印鑑と利用承認書が必要										
休館日	（右表参照）	<table border="1"> <tr> <td rowspan="4">休館日</td> <td>婦人会館</td> <td>第2・4月曜日</td> </tr> <tr> <td>上之原会館</td> <td>第2・4月曜日</td> </tr> <tr> <td>前原町西之台会館</td> <td>第2・4水曜日</td> </tr> <tr> <td>桜町上水会館</td> <td>第2・4水曜日</td> </tr> </table> 休館日が祝日の場合は、その翌日が休館	休館日	婦人会館	第2・4月曜日	上之原会館	第2・4月曜日	前原町西之台会館	第2・4水曜日	桜町上水会館	第2・4水曜日
休館日	婦人会館	第2・4月曜日									
	上之原会館	第2・4月曜日									
	前原町西之台会館	第2・4水曜日									
	桜町上水会館	第2・4水曜日									
その他	◎個人の利用も可能。中学生以下は保護者の同意が必要。 ◎営利目的であっても利用可能。ただし、利用料金は倍になる。 ◎501円以上の参加費を徴収する場合は、利用料金が倍になる。 ◎利用する人は、市内でも市外でも可とする。その場合でも利用料金は同額。 ◎同一の利用者が連続して利用できる期間は5日間まで。										

施設名		集会室A	集会室B	集会室C	和室1	和室2	和室3	料理室
利用料金	婦人会館	100円	100円	—	100円	100円	—	100円
	上之原会館	100円	100円	100円	100円	100円	—	—
	前原町西之台会館	200円	100円	—	100円	100円	—	—
	桜町上水会館	100円	100円	—	100円	100円	100円	—

左表の **■** 部分
午前9時～夕方5時は
高齢者団体優先利用

午前9時～夕方5時の時間帯に空いている場合は有料で利用可能。ただし利用3日前までに申込みが必要。
※夜6時～10時は有料貸出

市役所介護福祉課に申請が必要

【該当する団体】

- ①「老人クラブ」
- ②「介護予防事業の一環として、小金井市または地域包括支援センターの支援を受けて活動する団体」
- ③「主に市内に住む概ね60歳以上の会員で構成される定期的な活動を継続する団体」（サークルなどで常時、概ね10人以上で活動するなど）
- ④ その他、市長が特に認める団体

利用料が無料になります

利用希望時間帯が他の団体と重複する場合は、①から④の順に優先となる。なるだけ、年度当初に利用希望日・時の申込みを。

申込み期間	4月利用分	3月1日午後1時から当該施設で抽選会	※3月31日までに申込みを行なう場合は、4月利用分でも無料。
	5月利用分	4月1日午後1時から当該施設で抽選会	
	6月・7月利用分	4月10日午後1時から当該施設で抽選会	
	8月以降の利用分	利用日の3カ月前の日の属する月の10日から、利用日の3日前まで。毎月10日午後1時から当該施設で初日受付の抽選会実施	
		※10日が休館日の場合は、翌11日に抽選会	